

平成 2 2 年度事業計画

・事業方針

政府は、知的財産立国の実現を目指して、引き続き知的財産の創造・保護・活用に関し様々な取組みを行っています。その取組みの中で、技術革新や市場変化に的確に対応した知財制度を構築するため、特許審査処理を迅速化することとしています。「知的財産推進計画 2 0 0 4」(平成 1 6 年 5 月、知的財産戦略本部)で、特許審査の順番待ち期間について、「中期目標(平成 2 0 年)として 2 0 ヶ月台に留めること、長期目標(平成 2 5 年)として 1 1 ヶ月を達成すること」が掲げられました。当該目標に対する各種の取組みを行うことにより、平成 2 0 年末に中間目標が達成されましたが、これに引き続き、長期目標の達成を着実に図るため、「特許審査迅速化・効率化のための平成 2 1 年度の取組について」(平成 2 1 年 1 1 月、特許庁)で、「先行技術調査の民間外注件数を平成 2 2 年度に 2 4 . 0 万件以上」とする目標が掲げられました。その実現のためには、当財団に代表される登録調査機関への先行技術調査の外注の拡大及び内容の充実が必要とされており、当財団に対する期待は更に高まっています。

一方、当財団は平成 2 0 年 1 2 月に公益法人制度改革関連三法 が施行されたことを受け、平成 2 1 年 7 月に一般財団法人に移行しました。その後、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」(平成 2 1 年 1 2 月)において、国が所管する一般財団法人を含む政府関連公益法人に対する行政からの支出又は権限の付与に関して、徹底的な見直しを行うことが閣議決定されました。これにより、行政が政

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

府関連公益法人に実施させている事業について、必要性、有効性、官民の役割分担等の観点から見直しが行われることとなります。

また、平成21年には他の登録調査機関が調査可能な技術範囲を拡大しており、新たに延べ5つの区分で登録を受けました。さらに、他の登録調査機関も年々その品質及びコストの両面で競争力をつけてきた結果、競合する区分のいくつかにおいては、品質の点で当財団に匹敵すると言われるところが出現しており、ますます競争的環境が厳しいものとなっております。

さらに、現在三箇所に分散するオフィスを、セキュリティ強化、業務の効率化、執務環境の充実等を目的として、平成22年5月に木場に移転・統合することを予定しており、執務環境が大きく変わることとなります。

以上のように当財団を取り巻く環境が大きく変化する中であって、当財団は、自ら定めた経営理念である「公正を重んずる精神」、「迅速的確なる業務遂行」、「自ら進歩し変革する意思」、「知的財産立国への貢献」の下、適切な法人運営を行い、事業を安定かつ円滑に進めてまいります。

具体的には、当財団は一般財団法人に移行しましたが、その社会的使命と責任を全うしてゆくために、調査業務機関に本来的に求められる「業務の公正性、的確性及び迅速性」を一層確固たるものとします。

次に、外注件数の拡大と品質の両面でより一層の貢献が期待される中、それに応えるために、業務システムの開発や執務環境の充実により、業務の一層の効率化を推進するとともに引き続き中核をなす主席部員の確保に努め、競争力向上に向けた人材の育成を目指します。

さらに、近年の情報技術の進展と情報保護への意識の高まりを背景に、適切なセキュリティ管理を実施し、信頼度の維持向上に努めます。

また、前述のとおり、現在三箇所に分散するオフィスを移転・統合します。

このように、平成22年度は当財団を取り巻く環境変化に適切に対応していくことが最重要であるとの認識から、平成21年9月に改訂した当財団の中長期指針において示した経営方針及び人事方針を踏まえて、次の4項目を平成22年度の経営目標として掲げ、事業を遂行することとします。

- ・ 業務環境変化への適切な対応
- ・ 執務環境の充実
- ・ 信頼性の向上
- ・ 財務基盤の健全化

・ 事業概要

1. 「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく調査事業を行います。

(1) 特許庁からの受託事業として、Fターム等の検索により特許文献の先行技術調査を約21.2万件(約20.6万件:平成21年度契約、以下同様)を行います。うち、約17.9万件(約16.9万件)は、検索結果を審査官に対面して報告する対話型検索報告により実施します。

(2) 特許庁からの受託事業として、特許に係る出願書類データに対して国際特許分類(IPC)及びFタームの一元付与を約33.3万件(約39.2万件)を行います。なお、この一元付与に併せて出願公開の際に必要な未公

開特許出願に関する要約チェック等の予備的調査も行います。

- (3) 特許庁からの受託事業として、実用新案公報が発行される前の実用新案、出願公開される前の合金の技術分野の特許及び国際公開される前の特許協力条約に基づいて国際出願(P C T - R O 出願)された特許に係る出願書類データに対する検索用のターム(F ターム等)付与を約 2 . 1 万件(約 2 . 1 万件) 行います。
- (4) 出願公開される前の特許又は国際公開される前の特許協力条約に基づいて国際出願された特許に係る出願書類データであって D N A 配列コードを作成すべきものについて、D N A 配列コードデータ編集を約 5 . 3 千件(約 5 . 8 千件) 行います。

2 . 工業所有権情報に関する調査事業 (1 . の事業を除く) 及び工業所有権情報の分類の開発事業を行います。

- (1) 特許庁からの受託事業として、開発された F タームの特許文献への再付与を約 1 8 . 1 万件 (約 1 9 . 8 万件) 行います (一般競争入札) 。
- (2) (独) 工業所有権情報・研修館からの受託事業として、1 . (4) の事業において編集等を行った D N A 配列コードデータに対するデータフォーマットに基づく加工を約 5 . 3 千件 (約 4 . 9 千件) 行います (一般競争入札) 。
- (3) (独) 工業所有権情報・研修館からの受託事業として、公開技報への国際特許分類の付与を約 7 千件 (約 7 千件) 行います (一般競争入札。平成 2 2 年度は 3 年契約の 3 年目) 。
- (4) 特許庁からの受託事業として、特許文献検索用の F タームリストの研究開発を 2 テーマ (2 テーマ) 実施します (一般競争入札) 。

3 . その他の事業

- (1) 一般財団法人への移行申請において、内閣総理大臣に提出した公益目的支出計画に基づいて、特許の先行技術文献調査に関する次世代技術とその利用技術の研究推進を用途として、独立行政法人産業技術総合研究所に 5 0 0 0 万円の特定寄附を行います。

・ 経営目標別の重点的取組事項

当財団は、平成 2 2 年度の事業の遂行にあたり、「業務環境変化への適切な対応」、「執務環境の充実」、「信頼性の向上」、「財務基盤の健全化」の 4 つを経営目標として掲げて運営します。

1 . 業務環境変化への適切な対応

- (1) 平成 2 5 年には特許審査の順番待ち期間を 1 1 ヶ月とするという政府の長期目標の達成に向けて、当財団は、一層の人材確保に取り組みます。また、特許庁からの発注件数の技術区分間の不均衡に対応すべく、必要に応じて主席部員の技術区分間の異動を実施します。これらを円滑に進めるため、主席部員の指導・育成に努めます。さらに、他の登録調査機関との競合技術区分の増加に伴う、業務受注環境の変化に適切に対応するため、業務内容の質の維持・向上及び受注納品管理の徹底を図ります。これらの取組みによって業務計画の安定的達成を目指します。
- (2) 事務部門における「新人事制度」の一環として、能力評価及び目標管理型人事考課制度を着実に推進し、対応力の強化を図ります。これに併せて、自己啓発研修の支援等についても引き続き実施します。
- (3) 平成 2 1 年度に導入した新オールインワン P C の高いハードウェア能力

を活用し、業務効率の向上を図るとともに、検索業務や一元付与業務を効率的に遂行するための知的作業支援システム機能の更なる充実を図ります。また、業務効率に有効なシステムの職員周知のため、各種システムの説明を実施したり、利用しやすいマニュアルを整備するなどにより、システムに容易にアクセス可能な環境の整備を進めます。

新オールインワンPCは、平成21年度特許庁のオールインワンPC更改に伴って導入。

- (4) 一元付与の際に用いられる出願案件の自動大分けシステムについて、テーマレベル(IPCのサブグループレベル)での精度向上を目指した研究を行います。
- (5) 一元付与業務オンライン化システム(つけつけ君)について、付与精度や効率等を検証しながら、機能・操作性を向上させることについて検討を行います。
- (6) 検索事業及び分類付与事業において蓄積してきた技術資産(IPCCソースデータや分類付与根拠データ)をもとに、各事業を効率的に実施できるような新たなシステム開発に資する研究を外部委託により実施します。

2. 執務環境の充実

- (1) 現在三箇所に分散しているオフィスを、セキュリティ強化、業務の効率化、執務環境の充実等を目的として、平成22年の5月のゴールデンウィークに移転・統合を実現します。
- (2) 新オフィスの運用については、「オフィス運用基準」を策定し、適正な運用を徹底します。

3．信頼性の向上

- (1) 平成 2 1 年度中に情報セキュリティマネジメントの国際標準規格である I S O 2 7 0 0 1 (I S M S) 及びプライバシーマーク (P M S) の認証取得を目指してきました。認証取得した後も、適切なセキュリティ管理を実施することで、情報セキュリティの維持・向上に努めます。
- (2) 個人情報保護の重要性を認識し、当財団で保有する個人情報について、適切な保護を図ります。
- (3) 平成 2 0 年度から実施している「情報管理強化月間」を、平成 2 2 年度も 6 月を同月間と定め、職員の情報管理に関する意識の向上と併せてセキュリティの一層の確保を図ります。

4．財務基盤の健全化

- (1) 第二次財務中期計画の目標を平成 2 0 年度に達成し、財務基盤の充実を図ってきました。平成 2 2 年度はオフィス移転・統合に伴い借入金が生じますが、債務の極小化、返済のための経費の節減を計画的に行うことにより、財務の健全化を図ります。
- (2) (1) の財務の健全化については、前述の公益目的支出計画を遂行することにも配慮します。

以上